◎ 国民健康保険

加入者が交通事故などで けがをしたときは

交通事故など、第三者(他人)の行為によって、けがや病気を したときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その 状況により、医療機関で国民健康保険が使える場合があります。

国民健康保険を使う場合は、事前に保険年金課へ連絡し、承 認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」 など、国民健康保険の手続きに必要な書類を提出してください。 市はこれを基に、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、 後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国民健康保険による医療手続き中に、加害者から治療費など ※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



を受けたり、示談を済ませたりすると、国民健康保険が使えな くなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引いた りします。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してく ださい。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

来年度の特別徴収額

平成27年度に年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保 険料を直接引き落とす「特別徴収」の対象だった人は、平成28 年度も特別徴収になります(国民健康保険に加入している世帯 主で平成28年度中に75歳になる人を除く)。

4·6·8月の特別徴収額は、仮徴収額として2月分と同額に ※
 ◇くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

なります。平成28年度の年間保険税・料は、7月下旬に確定 額をお知らせし、10・12・2月の額で過不足などを調整します。

口座振替による納付も

特別徴収対象者のうち希望者は、口座振替による納付を選択 できます。申し出の時期により口座振替への切り替え時期が異 なるため、保険年金課へ問い合わせてください。

国民年金

20歳からスタート

成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいます か。日本に住んでいる20~59歳の全ての人は、国民年金に加 入します。



国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度で、社会 全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病 気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万が一のと きに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万5.590円(平成27年度)です。 納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座 振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利

収入が少なく、保険料を納めることが困難なときには保険料 免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学 生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますの で、保険年金課に相談してください。国民年金への加入や変更、 保険料免除申請などの受け付けは、保険年金課(市役所1階)と 下総・大栄支所で行っています。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

男女共同参画の視点

現代社会の問題である介護 性別に関係なく協力しながら

今回は家庭での介護について、国が実施したインターネット モニター調査を基に考えてみます。この調査の中の「介護は女 性が行った方が良いと思うか?」という質問に対する回答から、 介護における男女の意識の差を見てみましょう。

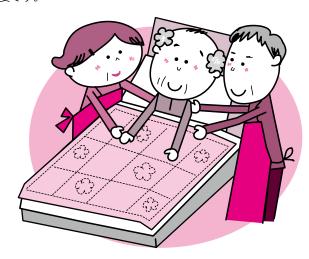
調査で回答のあった千葉県の男女合計500人のうち、「介 護は女性が行った方が良い」と回答した人の割合は、男性 35.4%、女性19.9%でした。

次に、同じ質問に対して、「配偶者がどのように思っている と感じるか」という設問では、「配偶者は、介護は女性が行った 方が良いと思っている、と感じる と回答した人の割合は男性 22.3%、女性52.6%と大きな差が出ました。これは、「介護は 女性が行うものだ、と夫は思っているだろう」と、半数以上の 妻が感じていることを示します。

また、「親世代がどのように思っていると感じるか」という設 問では、「親世代は、介護は女性が行った方が良いと思っている、 と感じる」と回答した人の割合は男性31.9%、女性44.8%と なっています。これは、「介護は女性が行うものだ、と介護され

る側は思っているだろう」と、半数近くの女性が感じているこ とを示します。介護される側が実際にどう思っているかはこの 調査では分かりませんが、仕事や家事、親の介護に責任を感じ、 ストレスを抱えている女性は多いのではないでしょうか。

介護も子育てと同様に、性別にかかわらず、男女の協力が必 要です。



※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

消費生活相談Q&A

「最新スマホがもらえます」 甘い誘いにご用心

スマートフォンでインターネットを閲覧していたら突 然、「あなたが最新スマホのテストユーザーに選ばれまし た。アンケートに答えると、送料を支払うだけで最新スマホが もらえます」というメッセージが表示されました。早く手続き



しないとほかの人に権利が移ってしまうと書かれていたので、 急いでアンケートに答え、自分の住所や氏名、クレジットカー ド番号などを入力しました。すると外国の業者からEメールが 届き、有料サイトに会員登録され、毎月50ドルの会費が発生 することが書かれていました。だまされたと思うのですが、ど うしたらよいでしょうか。

▶最新スマホがもらえるなどと興味を引き、最終的には別 の契約をさせるというトラブルが増えています。製品を もらえないばかりか、知らないうちに外国の業者の有料サイト などに会員登録させられる場合があります。

退会には業者への申し出が必要ですので、業者のホームペー ジ上の問い合わせフォームやEメールで退会手続きをしてくだ さい。外国の業者が相手で、言語などで困った場合は国民生活 センター越境消費者センター(FAX050-3383-4952 Eメー ルcontact@ccj.kokusen.go.jp ホームページhttps://ccj. kokusen.go.jp/)に、FAXまたはEメールで相談してくださ (1°

また、速やかにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留 や番号の変更手続きをしてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。